㈱1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
2）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
3）短絡を防止する措置をすること。
4）密閉された内装容器に梱包し、強固な外装容器に収納すること。
5）装置は、外装容器内で動かないように固定するとともに、輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
6）各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数に予備の電池２個を加えたものであること。
7）各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
8）当該包装物を含む各積み荷には、次に掲げる事項を記載した輸送の書類が添付されていること。
ア）包装物にリチウムイオン電池が収納されている旨
イ）包装物は注意して取り扱われなければならず、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある旨
ウ）包装物が損傷を受けた場合に取らなければならない措置（必要に応じ、検査及び再包装を行うことを含む。）
エ）荷主の電話番号
オ）リチウムイオン電池　包装基準966セクションⅡにより輸送する旨
9）各包装物には第４号の５様式のラベルが貼付されていること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
10）組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ

以下の基準を満たすこと。

| 国連番号 | 包装物当たりの許容質量 | | 外装容器 |
|---|---|---|---|
| | 旅客機 | 旅客機以外の航空機 | |
| 3481（装置に組み込まれたものに限る。） | 5kg | 35kg | ドラム<br>ジェリカン<br>箱 |

㈱1）その他の有害物件として取り扱うこと。
2）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
3）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
4）装置は、強固な外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。
5）輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
6）組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成23年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

セクションⅡ

以下の基準を満たすこと。

| 包装物当たりの許容質量 | | 外装容器 |
|---|---|---|
| 旅客機 | 旅客機以外の航空機 | |
| 5kg | 5kg | ドラム<br>ジェリカン<br>箱 |

㈱1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
2）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
3）短絡を防止する措置をすること。
4）装置は、強固な外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。
5）輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
6）機器は、輸送中に大きな警告音及び閃光を発するものではないこと。
7）下記８）に該当する包装物を含む各積み荷には、次に掲げる事項を記載した輸送の書類が添付されていること。
ア）包装物にリチウムイオン電池が収納されている旨
イ）包装物は注意して取り扱われなければならず、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある旨
ウ）包装物が損傷を受けた場合に取らなければならない措置（必要に応じ、検査及び再包装を行うことを含む。）
エ）荷主の電話番号
オ）リチウムイオン電池　包装基準967セクションⅡにより輸送する旨
8）機器に内蔵する５個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）又は３個以上の組電池を含む各包装物には第４号の５様式のラベルが貼付されていること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
9）組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

「968」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションＩＡの規定を、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下の組電池であって、次表の要件を満たさない数量及び質量の電池を包装する場合にあっては、セクションＩＢの規定を満たすもの。